



議案第八十八号

三朝町印鑑登録及び証明に関する条例の全部改正について

次のとおり三朝町印鑑登録及び証明に関する条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十年九月二十三日

三朝町長 松村 善成

昭和五拾年九月拾日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町印鑑条例

三朝町印鑑登録及び証明に関する条例（昭和四十三年三朝町条例第二十八号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めることを目的とする。

（印鑑の登録）

第二条 本町は、本町において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）又は外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の規定により記録され、又は登録されている者について、その者の申請により印鑑の登録を行うものとする。

2 印鑑の登録は、一人一個に限り行いものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を行わない。

一 十五歳未満の者

二 禁治産者

（登録の申請）

第三条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、自ら出頭し、登録を受けようとする印鑑を提示し、印鑑登録申請書を提出して、町長に対し印鑑の登録の申請を

しななければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録申請者は、病氣その他やむを得ない理由により自ら出頭することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。

(登録の実施)

第四条 町長は、前条の規定により印鑑の登録の申請があつたときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認し、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、次条の規定により登録を拒否する場合は、遅滞なく印鑑の登録をしなければならない。

2 前項の確認は、印鑑の登録の申請の事実について登録申請者に文書により照会し、期限を指定して回答書を自ら持参させることによつて行うものとする。ただし、登録申請者が病氣その他やむを得ない理由により回答書を自ら持参することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人に持参させることによつて行うことができる。

3 前項の規定により指定する期限は、照会の日から起算して二週間以内とする。

4 町長は、登録申請者が自ら出頭して印鑑の登録の申請をした場合において、規則で定める書面の提示によつて、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくもの

であると認定したときは、前項の規定による文書の照会を省略することができる。

5 第二項の規定による照会に対しその指定された期限内に回答書を持参しないとき又は登録申請者が本人でないこと、若しくは申請が本人の意思に基づかないことが明らかなきは、当該申請に係る印鑑の登録はしない。

(登録の拒否)

第五条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号の一に該当する場合には、当該印鑑の登録を拒否しなければならない。

- 一 住民基本台帳又は外国人登録原票に記載され、又は登録された氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表されていないもの
 - 二 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの
 - 三 ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
 - 四 印影を鮮明に表しにくいもの
 - 五 印影の大きさが一辺の長さ八ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さが二十五ミリメートルの正方形に収まらないもの
- 本 諸各号のほか、町長が不適当と認めるもの

(印鑑登録票)

第六条 町長は、印鑑登録申請書を備え、第四条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑登録票に次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号
- 二 登録年月日
- 三 氏名
- 四 出生の年月日
- 五 男女の別
- 六 住所
- 七 印影

(印鑑登録証の交付)

第七条 町長は、第四条の規定により印鑑の登録をしたときは、登録申請者又は第四条第二項の代理人に印鑑の登録を受けている旨を証する書面(以下「印鑑登録証」という。)を直接に交付する。

(印鑑登録証の再交付)

第八条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証が著しく汚損し、又はき損したときは、当該印鑑登録証を添え、印鑑登録証交付申請書を提出して、町長に対し印鑑登録証の交付を申請することができる。

2 町長は、前項の規定による申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して直接に印鑑登録証を交付する。

(印鑑登録証の亡失の届出)

第九条 印鑑の登録を受けている者が、印鑑登録証を亡失したときは、速やかに、印鑑登録証亡失届出書を提出して、町長に対し印鑑登録証の亡失の届出をしなければならない。

(登録事項の修正)

第十条 町長は、印鑑の登録を受けている者について、住民基本台帳又は外国人登録原票の記載事項に変更があつたときは、第十二条の規定により印鑑の登録をまつ消する場合を除き、印鑑登録原票の登録事項を修正しなければならない。

(登録の廃止の申請)

第十一条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証を添え、印鑑登録廃止申請書を提出して、

町長に対し印鑑の登録の廃止を申請することができる。

2 印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑を亡失した場合には、速やかに、印鑑登録証を添え、印鑑登録廃止申請書を提出して、町長に対し印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。
(登録のまつ消等)

第十二条 町長は、第九条の規定による印鑑登録証の亡失の届出又は第十一條の規定による印鑑の登録の廃止の申請があつたときは、当該届出又は申請が適正であることを確認した上、当該印鑑の登録をまつ消する。

2 町長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号の一に該当するときは、当該印鑑の登録をまつ消しなければならない。

一 氏名、氏又は名を変更したとき(登録されている印影を変更する必要がある場合を除く。)

二 第二条第一項に規定する者でなくなつたとき。

三 禁治産の宣告を受けたとき。

四 死亡したとき。

3 印鑑の登録を受けている者が、前項各号の一に該当することとなつた場合は、本人又は関係人は、速やかに印鑑登録証を返還しなければならない。

(印鑑登録証明書交付)

第十三条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証を提示し、印鑑登録証明書交付申請書を提出して、町長に対し、印鑑の登録の証明を申請することができる。

2 前項の証明は、複写機により作成した当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録票に登録されている印影の写し(以下「印鑑登録証明書」という。)を交付して行う。

3 町長は、第一項の規定による申請があつたときは、当該申請が適正であることを確認した上当該申請者に対して、印鑑登録証明書を交付する。

(関係人に対する質問等)

第十四条 町長は、印鑑の登録及び証明に関し必要な調査をすることができる。

2 町長は、前項に規定する調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、職員をして関係人に対し質問させ、又は文書若しくは印鑑の提示を求めさせることができる。

3 職員は、前項の規定により質問をし、又は文書若しくは印鑑の提示を求めるときは、その身分を証する証明書を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。

(閲覧の禁止)

第十五条 町長は、印鑑登録票その他印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはなら

ない。ただし、町長が特に相当の理由があると認めたる場合は、この限りでない。
(規則への委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要を事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和五十年十月一日から施行する。

2 この条例施行の際この条例による改正前の三朝町印鑑登録及び証明に関する条例(昭和四十三年三朝町条例第二十八号)第三条の規定により現に印鑑の登録を受けている者で、この条例第四条の規定による印鑑の登録を受けていないものに係る印鑑の証明については、昭和五十一年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。